

10年保存

地発0927第6号
基発0927第7号
職発0927第10号
雇児発0927第1号
平成25年9月27日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長
(公 印 省 略)

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

「都道府県労働局等における専門官職の所掌事務等に関する準則」の一部改正について

標記について、平成13年1月6日付け地発第9号、基発第3-2号、職発第11号、雇児発第4号により「都道府県労働局等における専門官職の所掌事務等に関する準則」（以下「準則」という。）を通知しているところであるが、今般、労働基準関係、職業安定関係及び雇用均等関係の専門官職に関し、別添のとおり準則を改正し、平成25年10月1日から適用することとするので参考とされたい。

なお、平成2年6月8日付基発第361号「主任地方労災補償監察官の設置について」は、本通達をもって廃止する。

「平成 25 年 10 月 1 日付け都道府県労働局等における専門官職の所掌事務等に関する準則」の一部改正による主な変更点

1 第 3 章 労働基準関係

(1) 変更内容

特別監督官及び地方労働契約専門官の新設

(2) 変更理由

総務省に対する平成 25 年度組織・定員要求において増員が認められたことから、所要の整備を行うため。

2 第 4 章 職業安定関係

(1) 変更内容

地方非正規雇用対策担当官及び福島帰還者等支援専門官の新設

(2) 変更理由

総務省に対する平成 25 年度組織・定員要求において増員が認められたことから、所要の整備を行うため。

3 第 5 章 雇用均等関係

(1) 変更内容

雇用均等行政紛争調整官の新設

(2) 変更理由

総務省に対する平成 25 年度組織・定員要求において増員が認められたことから、所要の整備を行うため。